

## 役員及び評議員並びに評議員選任・解任委員の報酬等に関する規程

### (目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人 小郡市社会事業協会の役員及び評議員並びに評議員選任・解任委員の報酬等について定めるものである。

### (定義)

第 2 条 この規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

### (理事会及び評議員会並びに評議員選任・解任委員会の出席)

第 3 条 役員が理事会に出席したとき及び評議員が評議員会に出席したとき並びに評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表 2 により旅費日当を支給する。

### (理事及び評議員の報酬等)

第 4 条 会長には、別表 1 により毎月報酬を支給する。但し、会長には第 3 条及び第 4 条第 2 項による旅費日当は支給しない。

- 2 理事が理事会出席以外で法人及び施設の運営のために、会長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表 3 により旅費日当を支給する。
- 3 評議員が評議員会出席以外で法人及び施設の運営のために、会長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表 3 により旅費日当を支給する。

### (監事の報酬等)

第 5 条 監事が法人及び施設の運営状況を指導または監査の業務に当たった場合は、別表 3 により旅費日当を支給する。

### (出張旅費)

第 6 条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表 4 により旅費日当等を支給する。

- 2 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。
- 3 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

### (改正)

第 7 条 本規程を改正する必要がある場合には、評議員会の議決を経なければならない。

### 附 則

- 1 この規程は、令和元年 5 月 28 日に改正し、同年 6 月 1 日より施行する。

別表 1

名 称	報 酬	旅費日当
会長報酬等	月額20,000円	なし

別表 2

名 称	報 酬	旅費日当
理事会出席報酬等	なし	5,000円
評議員会出席報酬等	なし	5,000円
評議員選任・解任委員会 出席報酬等	なし	5,000円

別表 3

名 称	報 酬	旅費日当
理事及び評議員業務報酬等	なし	5,000円
監事監査指導報酬等	なし	5,000円

別表 4

旅 費	宿泊費	日 当	その他
実 費	15,000円	3,000円	実 費